

## 地方独立行政法人堺市立病院機構ハラスメント防止委員会要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人堺市立病院機構ハラスメントの防止等に関する要綱第7条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人堺市立病院機構ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) ハラスメント事案
- (2) 内部通報・相談のあったハラスメントが疑われる事案
- (3) その他ハラスメントの防止等に関する事項

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 役員又は職員のうちから理事長が指名する者
- (2) 外部有識者
- (3) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第2号の委員は、理事長が委嘱する。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから理事長が指名する。

2 委員長は、委員会を主宰する。

### (副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

### (事案調査)

第7条 委員会は、第2条第1号及び同条第2号に掲げる事案調査のため、必要に応じ事案調査委員会を置く。

2 事案調査委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

### (人権等の保護)

第8条 委員会は、ハラスメント事案に係る当事者又は関係者の人権、利益及びプライバシーの保護に十分配慮しなければならない。

### (秘密の保持)

第9条 委員は、委員会に関する情報及び職務上知り得た秘密を漏えいしてはならない。

### (事務)

第10条 委員会に関する事務は、内部統制室で行う。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、法人が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年6月8日から施行する。

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。